



社会福祉法人

令和6年度

高松市社会福祉協議会

市民のくらしをたかめる

福祉事業

住み慣れた地域で安心して暮らしていける
地域社会の実現を目指して、
いろいろな福祉事業を行っています。



イメージキャラクター
なごみちゃん

地域福祉活動の支援

重点実施項目

- ・地区社会福祉協議会の活動支援
- ・多様な地域活動への支援

- **地区社会福祉協議会組織の活動基盤強化事業**
地域福祉活動を強化・推進するため、地区社会福祉協議会に対して、活動費の一部助成を行い、自主的な福祉活動を促進します。
- **地域福祉活動促進事業**
福祉まつりや介護教室、料理教室、慰問活動、世代間交流など、地域福祉を向上することを目的として実施する活動を支援します。
- **地区社協広報紙発行事業**
地域住民に対して身近な福祉に関する情報を提供し、地区社協活動への理解と協力を得ることを目的に、広報紙を発行する地区社会福祉協議会に対して支援します。
- **離島生活支援事業**
離島（男木・女木）の高齢者及び障がい者に対して、買い物をする店舗や診療所等へ送迎する車両を提供することにより、自宅に閉じこもりがちな高齢者等の日常生活を支援します。
- **フードバンク・ものバンク事業（フードパントリー）**
企業や団体、住民等からの寄付で集められた食料品や生活に必要な家電製品等を集積し、必要に応じて、困窮世帯や福祉施設、子ども食堂、大学生等に提供します。また、子ども達の孤立化防止や生活支援のため、子育て世帯を対象にフードパントリーを開催します。

ふれあい・いきいきサロン推進事業

小地域におけるふれあい・交流活動を活発化させるとともに、地域で孤立しがちな高齢者や子育て世帯などの交流の場や、仲間づくりを進めるため、サロン活動を実施する地区社協を支援します。

また、より多くの子育て世代が参加できるよう新たな助成制度を検討するなど、地域共生社会の実現に向け、多世代・多分野に広がるよう支援します。



買物支援サービス事業

公共交通機関が不便な山間部で自家用車等の移動手段もなく、日常の食料品や生活用品の買物に支障がある高齢者・障がい者に対して、本会が自宅と店舗間を自動車で送迎する買物支援サービスを法人や地域の協力を得ながら実施します。



地域での助け合う体制の充実・強化

重点実施項目

- ・地域課題解決に向けた仕組みづくり
- ・総合相談機能の強化

重層的支援体制整備事業

- **地域支え合い推進員設置事業（生活支援コーディネーター）**
地域における支え合いの体制づくりを広げるため、各地区に「生活支援コーディネーター」を配置し、地域福祉ネットワーク会議の設置・運営などを支援するとともに、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていきます。

まるごと福祉相談員事業

地域共生社会の実現に向けて、「まるごと福祉相談員」を市内全域に配置し、訪問などで困っている人を見つけ出し、困りごとを抱える人や世帯の相談支援を行うとともに関係機関と連携して支援のコーディネートを行います。

心配ごと相談事業

地域の人々が抱える心配ごとや日常の困りごとに関する相談に応じ、問題解決に努めます。

	各種相談	相談内容	本所	塩江	牟礼	庵治	香川	香南	国分寺
	一般相談 10:00～12:00 予約優先 電話相談可能	生活での困りごとに対してあらゆる相談に応じます。	第1・3月曜日	第2月曜日	第3金曜日	第2火曜日	第3水曜日	第2水曜日	第1水曜日
専門相談	弁護士法律相談 13:00～16:00 完全予約制（来所のみ）	弁護士による法律相談を行います。	年6回						
	暮らしの行政相談 10:00～15:00 予約不要 電話相談可能	行政の仕事などの困りごと等について相談に応じます。	毎週木曜日						
	介護福祉相談 10:00～12:00 予約不要 電話相談可能	介護の専門職が福祉の仕組みや制度等についての相談に応じます。	毎週水曜日						

老人介護支援センター事業

本所及び塩江・香川・香南・国分寺支所において、在宅の高齢者とその家族等に対し、高松市地域包括支援センターの24時間対応窓口として、各種の保険・福祉サービス（介護保険含む）を総合的に提供できるよう、関係行政機関、サービス実施機関及び居宅介護支援事業者等の連絡調整等を行います。

担い手の育成と活動の支援

重点実施項目

- ・福祉の担い手の確保・育成
- ・社会参加の促進

● ボランティア活動の支援 (ボランティア活動保険の普及)

ボランティア活動における万一の事故に備え、ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア活動保険への加入を促進します。

● 共助の基盤づくり事業 (地域福祉フォーラム・情報共有会)

地域サービスの担い手の確保や地域サービスを支える基盤となる組織、人材を育成し、地域住民相互の取組の活性化を図るため、地域福祉フォーラムや情報共有会を開催します。

連携・協働の基盤強化

重点実施項目

- ・多様な団体の連携・協働の場づくり
- ・意識醸成と情報発信

小規模法人のネットワーク化による協働推進事業

● 協定福祉避難所体制整備支援事業

災害発生時に高齢者や障がい者、乳幼児など特に配慮を要する方を滞在させる福祉避難所の開設について高松市と社会福祉法人等が協定を結んでいます。災害時において福祉避難所が円滑に機能するよう、関係法人等で構成するネットワークを構築し、福祉避難所の役割や在り方などを整理・検討するなど、体制整備の支援を高松市と協働して行います。

● 職員のスキルアップ等のための合同研修事業

福祉・介護人材の確保・定着のための取組を促進するため、小規模法人等における経営労務管理体制の底上げを図る観点から、職員のスキルアップ等のための合同研修を実施します。

● 子育て世帯のお困りごと相談、 学校用品リユース事業 (あしたのドア)

保育園を運営する社会福祉法人などでネットワークを構築し、学用品等の回収・リユースに取り組むとともに、学用品等が購入できないなど、様々な悩みを抱えている困窮世帯を相談支援につなげます。

● 社会福祉大会の開催

多年にわたり社会福祉に尽力された人々を顕彰するとともに、大会を通じて地域福祉に対する理解を一層深めるなど、福祉関係者の意識啓発を行うため、社会福祉大会を開催し、豊かな福祉文化の土壌づくりに努めます。

● 災害時支援活動の促進 (災害ボランティアセンター)

災害ボランティア活動が、円滑かつ効果的に実施できるよう、災害ボランティアの受入窓口である災害ボランティアセンターの運営について、高松市との協力体制を構築するとともに、地域や関係協力団体とのネットワーク化に努めます。

● 広報紙の発行・ホームページの充実・SNSの活用、 動画による情報配信

本会広報紙とホームページの充実による情報発信力の強化や、即時性を高めるためのSNS (ソーシャルネットワークワーキングサービス) の活用、また事業・職場紹介や職員募集の動画を作成するなど、幅広い福祉情報の提供及び啓発普及活動に積極的に取り組んでいます。

● 福祉出前講座事業【拡充】

地域を基盤とした福祉教育の推進・地域福祉活動の推進を目的として、学校や地域、企業などに直接出向き、福祉・介護・サービス・防災など暮らしに身近な話題など、様々な生活課題に応じたテーマについて情報提供を行い、学びを共有します。また小・中学校では、年代に応じたプログラムを、学校や地域の方々と協働して作成し実践するほか、社会福祉法人施設・小規模法人にも参画を呼び掛け、社会貢献活動につなげていきます。



● 福祉的職場体験事業

福祉・介護を支える人材の育成と確保の観点から、社会福祉関係の資格取得に必要な現場実習の場の提供、中・高・大学生や専門学校生に対する福祉の職場体験による、社会福祉への理解や就業への動機づけを促進します。



自立支援の推進

重点実施項目

- ・権利擁護の充実
- ・自立に向けた支援の推進

権利擁護センター事業

●日常生活自立支援事業

認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等で判断能力の不十分な方が、地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理サービス等の支援を行います。

●法人成年後見事業

家庭裁判所の審判により、判断能力が不十分な方に代わって本人の財産や権利を守る成年後見人等を受任しています。尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護を重視した支援を行います。

●成年後見制度利用促進中核機関事業

各地域において、現に権利擁護支援を必要としている方も含めた地域で暮らす全ての方が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に貢献できるようにするため、地域や福祉、行政、司法の多様な分野・主体が連携し、権利擁護の相談支援、権利擁護チームの形成支援、権利擁護チームの自立に向けて支援するしくみを強化します。

●市民後見人養成講座・フォローアップ研修

認知症高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、社会全体による支えが必要です。同じ地域で暮らす住民同士としての強みを発揮し、本人の意思や生きかたを尊重する社会を創っていく主体となる市民後見人の活躍が期待されています。地域社会で社会貢献を目的として本人の権利擁護活動を行う市民後見人を養成し、後見人受任後の支援も行います。

●見守りあんしんサポート事業（死後事務委任）

頼れる親族がいない人と判断能力があるうちに公正証書契約を結び、預託金により、葬儀・埋葬、家財処分、役所への届け出など死後事務を行います。また、毎月訪問を行い心身の状況を確認し、入退院時・入退所時の支援や日常生活支援等を行うことで、地域で安心して暮らせるように支援します。



自立相談支援センター事業

●生活福祉資金貸付事業・臨時特例つなぎ資金貸付事業

低所得者世帯・障がい者世帯、又は高齢者世帯等に対し、資金の貸付けと相談・支援を行うことにより、その世帯の経済的自立や生活意欲の助長促進、並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるよう生活福祉資金及び臨時特例つなぎ資金の受付、相談・支援を行います。

また、緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除申請業務を行うとともに、償還免除の承認を受けた方や償還が困難な方など、特に支援が必要と考えられる特例貸付借受人の方へのフォローアップ支援を引き続き行います。

●生活困窮者自立相談支援事業（自立相談支援事業）

生活困窮者自立支援法に基づき、失業者・非正規雇用労働者や低所得世帯など第二のセーフティネットの対象となる生活困窮者の相談を行うとともに、支援プランの作成や情報提供のほか、各種支援機関の相談窓口への同行等の支援、無料職業紹介事業を行います。

また、相談に訪れることができない方や特例貸付金の償還が困難な方などに対して、訪問等のアウトリーチによるプッシュ型支援を積極的に行います。

●住居確保給付金に係る相談事業

離職などにより住居を失った方、又は失うおそれのある方には、就職に向けた活動等を条件に、一定期間、家主に対して、家賃相当額を支給します。

また、生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

●家計改善支援事業

家計収支のバランスがとれていないなどで、家計が苦しく生活が困窮している方からの相談に応じるとともに、課題の解決に向けて、相談者自身が家計を管理できるよう支援します。

●無料職業紹介事業

経済的に困窮している相談者から求職の申し込みを受け付け、人材を必要としている事業所とマッチングをすることによって、相互間の雇用関係が円滑に成立するよう支援します。

●たすけ合い金庫事業

生活困窮者の一時的な援助等を目的に1,000万円（高松市850万円、本会150万円）を原資金として、各地区民生委員児童委員協議会への委託・運営により、少額の生活費等の貸付けを行います。



ニーズに対応したサービスの提供

重点実施項目

- ・介護サービス事業等の推進
- ・子育て支援等、多様な福祉サービスの提供

介護職員等養成研修

●介護職員初任者養成研修

福祉や介護の未経験者や、他業種からの転職を考えている方等、多様な人材の参入を促し、介護職員として働くうえで必要な知識と技術を習得することを目的に、介護現場に従事する訪問介護員（ホームヘルパー）等の養成を行います。



●職場復帰支援セミナー

介護の資格を持っている方で、現在就労していない方を対象に身体介護の実習講習を行い、介護現場への復帰を応援するセミナーを定期的実施します。

●ヤングケアラー訪問支援事業

訪問し、調理・洗濯・清掃・買い物など、日常的な家事の支援をします。

●車いす貸与事業

身体障がい者及び歩行困難者が、日常生活において介助・通院・旅行等の用途で一時的に外出する必要があるときや、学校等での福祉教育を目的とした車いす体験学習等に、車いすの貸出しを行います。

●身体障害者福祉センターコスモス園事業

身体障がい者に対して各種の相談に応ずるとともに、日常生活訓練、社会適応訓練等の事業を行い身体障がい者の福祉の増進を図ります。



●生活困窮世帯の子ども学習支援事業

生活困窮者自立支援法に基づき、いわゆる「貧困の連鎖」を防止するため、生活困窮世帯の子ども（中学生）を対象に、学習力の向上を図り、高校進学や将来の安定的な就労につなげる学習支援教室を行います。また、子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言や、教育及び就労（進路選択等）に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を行います。

●香川おもいやりネットワーク事業への参画

県内の社会福祉法人施設や社会福祉協議会、民生委員児童委員を始め関係機関・団体が協働して、地域で孤立し、さまざまな「生活のしづらさ（失業・経済的困窮・けが・病気など）」を抱え支援を必要とする人をトータルで支え、地域のあらゆる福祉課題・生活課題に対応するために実施する「香川おもいやりネットワーク事業」に参画し実践します。

●同行援護従業者養成研修



視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者（児）に対して、外出に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介助、その他必要な援助を適切に行う同行援護従業者の養成を行います。

●全身性障害者移動支援従業者養成研修

全身にわたる運動及び機能障がい、四肢体幹機能障がいがあり、行動上著しい困難を有する全身性障がい者（児）に対して、外出に同行し、移動の援護、排せつ及び食事等の介助、その他必要な援助を適切かつ効果的に行う全身性ガイドヘルパーの養成を行います。

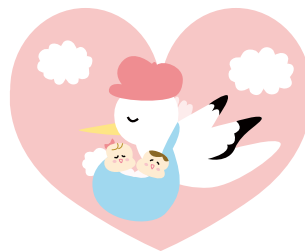


●在宅福祉サービス事業

日常生活に困っている高齢者や障がい者、子育て世帯などの方に対して、住民主体の担い手である「協力会員」が家事、通院・外出支援のサービスを提供します。ちょっとした困りごとを抱える方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援します。

●多胎妊産婦支援事業

孤立しやすく産前産後で育児などの負担が多い双子・三つ子などの多胎妊産婦、多胎家庭を支援するため、サポーターを派遣し、食事の準備及び後片付け、洗濯、生活必需品の買物等の家事支援を行います。



●ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等が、修学（資格取得）等のための自立活動や疾病・出張などで一時的な生活援助を必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣し、家事や食事の準備等、ひとり親家庭等の生活の安定を支援します。

●ヤングケアラー訪問支援事業【新規】

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行い、学業や友人関係等に影響が出ている子ども（ヤングケアラー）がいる家庭を支援員が訪問し、家事の支援をします。

介護サービス事業

事業名称	内容	実施事業所					
		本所	塩江	牟礼	香川	香南	国分寺
指定居宅介護支援事業・指定介護予防支援事業	適切な介護サービス等を総合的に提供するための居宅サービス計画(ケアプラン)を作成します。	●	●	●	●	●	●
指定訪問介護事業	訪問介護員(ホームヘルパー)が要介護者の自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理・洗濯・清掃等の生活援助を行います。	●			●		
指定介護予防訪問介護相当サービス事業・指定訪問型サービスA事業	要支援状態の維持・改善を図り、又は要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、ホームヘルパー等が利用者の自宅を訪問し、家事等の生活援助を行います。	●			●		
指定通所介護事業	各デイサービスセンターにおいて、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話や機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持や、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。	●			●	●	●
指定介護予防通所介護相当サービス事業・指定通所型サービスA事業	要支援状態の方が自立した日常生活を営むことができるよう、通所により必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことで利用者の生活機能の維持・向上を図ります。	●			●	●	●
指定訪問入浴介護事業	要介護状態となっても、可能な限り自宅で自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居室に介護専用浴槽を持ち込み、入浴サービスを行うことにより、身体の清潔の保持、身体機能の維持等を図ります。	●					
要介護認定調査事業	高松市の委託を受けて、介護保険給付の要件である要介護状態又は要支援状態にあるかどうか確認するため、調査員が家庭等を訪問し、公正公平に調査を行います。	●					
指定訪問看護事業・指定介護予防訪問看護事業(医療保険含む)	病気や障がいがあっても、可能な限りその居宅において、安心して日常生活を営むことができるよう、主治医の指示や連携のもとに看護師等が自宅を訪問し、病状観察や看護処置、日常生活の支援、日常生活動作の訓練、介護方法の指導・相談などを行うことにより、家族を含めた在宅療養を支援します。	●					

介護保険関連事業

指定居宅介護事業	障がい者等(身体・知的・精神障がい者・障がい児・難病等対象者)が居宅において自立した日常生活を送れるよう、入浴、排せつ及び食事等の介護や調理・洗濯・掃除等の家事、生活に関する相談・助言その他の生活全般にわたる援助を行います。	●			●		
指定重度訪問介護事業	常時介護を要する重度の肢体不自由又は重度の知的障がい、若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者が、居宅において自立した日常生活を送れるよう、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活に関する相談・助言その他の生活全般にわたる援助を行います。	●			●		
指定同行援護事業	移動に著しい困難を有する視覚障がい者等が、居宅において自立した日常生活を送れるよう、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供・移動の援護・排せつ・食事等の介護その他の外出時に必要な援助を行います。	●			●		
指定移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等が居宅において自立した日常生活を送れるよう、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ・食事等の介護その他の外出時に必要な援助を行います。	●			●		
指定計画相談支援事業	障がい者が地域で自立した生活を支えるため、サービス等利用計画の作成及び支給決定後のサービス等利用計画の見直しや、一定期間ごとのモニタリングを行うなどの支援を行います。	●					
身体障害者訪問入浴事業	寝たきりの身体障がい者の家庭に入浴車を派遣し、入浴サービスを行います。	●					

障害福祉サービス関連事業

「みんなで つなぎ ささえる ふだんの暮らし 地域の未来」

「みんなで助け合う地域づくり」「地域福祉を支える仲間づくり」「地域社会を支える福祉サービスの提供」の三つを基本目標として、年齢や障がいの有無に関係なく、住み慣れた地域で、その人らしく、安心して生活を営むことができる地域共生社会の実現を目指します。

高松市社会福祉協議会とは？

社会福祉法第109条に基づき設立された民間法人です。行政と協働し、地域福祉活動に取り組んでいます。

地域福祉とは？

住み慣れた地域で、その人らしく暮らせるよう、地域全体で支え合う取り組みです。

賛助会員募集

本会の掲げる理念や地域福祉活動に賛同いただける賛助会員（企業・法人・団体）を募集しています。皆様からいただいた賛助会費は、地域福祉活動の推進のため、様々な事業に役立てています。住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域づくりのために、皆様のご協力をお願いいたします。

- 年会費 1口 10,000円から
- 2口以上の賛助会員を対象に、本会ホームページにバナー広告を掲載できます。

地域の方々の身近な存在となるよう、支援活動を積極的に推進しています。

詳しくはHPまたはFacebookをご覧ください。



HP



Facebook



福祉コミュニティセンター高松 西館

- 事務局・経営クリエイティブ課(車いす貸出事業)
☎ 811-5666 FAX 811-5256
- 権利擁護センター(日常生活自立支援事業・法人成年後見事業)
☎ 811-5250 FAX 811-5256
- 在宅福祉サービス事業・学習支援事業・心配ごと相談事業
☎ 811-5777 FAX 811-5256
- 地域共生社会推進室
☎ 811-5888 FAX 811-5257
- 高松市共同募金委員会
☎ 811-5251 FAX 811-5257
- 要介護認定調査事業
☎ 811-1700 FAX 811-6162
- 訪問介護事業
☎ 811-5555 FAX 811-5258
- 訪問入浴介護事業
☎ 811-5555 FAX 811-5258
- ひとり親家庭等日常生活支援事業
☎ 811-5555 FAX 811-5258
- 身体障がい者訪問入浴事業
☎ 811-5555 FAX 811-5258
- 障がい福祉サービス関連事業
☎ 811-5555 FAX 811-5258

福祉コミュニティセンター高松 東館

- デイサービスセンター
☎ 806-0505 FAX 806-0504
 - 居宅介護支援事業
☎ 806-0500 FAX 811-5255
 - 老人介護支援センター
☎ 806-0500 FAX 811-5255
 - 障がい者相談支援センター
☎ 806-0503 FAX 811-5255
 - 訪問看護ステーション
☎ 806-0502 FAX 811-5255
 - 高松市身体障害者福祉センターコスモス園
☎ 880-3574 FAX 880-3575
- 〒760-0017 高松市番町二丁目1番1号
- 地域福祉課分室 生活福祉資金貸付事業
☎ 802-1081 FAX 802-1082
 - 自立相談支援センターたかまつ 生活困窮者自立相談支援事業
☎ 802-1081 FAX 802-1082



各所在地



高松市
全域

① 本所 (福祉コミュニティセンター高松内)



〒760-0066
高松市福岡町
二丁目24番10号

事務局
■経営クリエイティブ課
TEL.087-811-5666
FAX.087-811-5256

●ホームページ
<https://www.takamatsushi-shakyo.or.jp/>

② 塩江支所 (高松市国民健康保険塩江保健福祉総合施設内)



〒761-1612
高松市塩江町安原上東
99番地1

(事務局)
☎ 893-0440
FAX 893-0444

④ 庵治支所 (高松市庵治地域保健活動センター内)



〒761-0130
高松市庵治町978番地

(事務局)
☎ 870-3426
FAX 871-4566

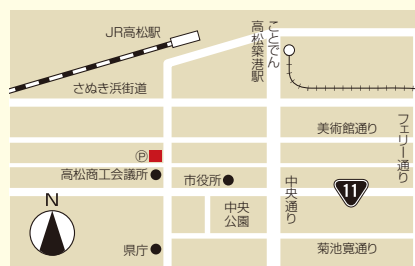
⑥ 香南支所 (香南社会福祉センター内)



〒761-1404
高松市香南町横井
1028番地

(事務局)
☎ 879-1313
FAX 879-1398

⑧ 自立相談支援センターたかまつ



〒760-0017
高松市番町二丁目
1番1号

☎ 802-1081
FAX 802-1082

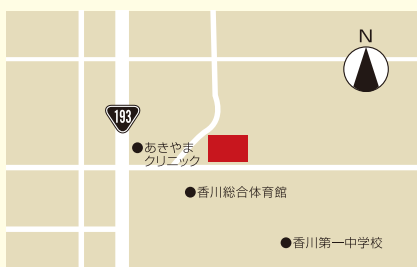
③ 牟礼支所



〒761-0121
高松市牟礼町牟礼
216番地1

(事務局)
☎ 845-3984
FAX 845-4440

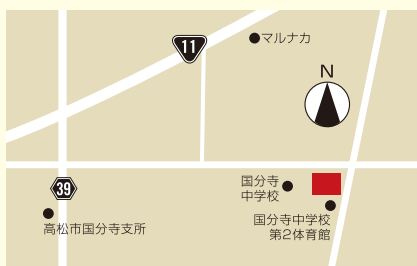
⑤ 香川支所 (香川社会福祉センター内)



〒761-1701
高松市香川町大野
450番地

(事務局)
☎ 879-8021
FAX 879-8048

⑦ 国分寺支所 (国分寺社会福祉センター内)



〒769-0101
高松市国分寺町新居
1150番地1

(事務局)
☎ 874-5770
FAX 875-9532

支所活動の推進

塩江・牟礼・庵治・香川・香南及び国分寺各支所が、引き続き地域住民にとって身近な存在となるよう、支所活動を積極的に推進します。